

九州大学ブランチ・オフィス規程

平成16年度九大規程第134号
施行：平成16年10月1日
最終改正：令和3年3月30日
(令和2年度九大規程第84号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）と海外の大学との学術交流、学生交流、共同研究等の促進及び支援並びに海外における学術情報の発信及び収集を行うために海外の大学に設置する九州大学ブランチ・オフィス（以下「ブランチ・オフィス」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 ブランチ・オフィスを置く大学は、次の表のとおりとする。

大 学 名	住 所
ガジャマダ大学 (Gadjah Mada University)	Bulaksumur, Block D-4, Yogyakarta 55281, Indonesia
マヒドン大学 (Mahidol University)	999 Phuttamonthon 4 Road, Salaya, Nakhon Pathom 73170, Thailand

(海外コーディネータ)

第3条 ブランチ・オフィスの業務を円滑に行うために総長が必要と認めた場合は、ブランチ・オフィスに海外コーディネータを置くことができる。

2 海外コーディネータの職務等については、九州大学海外コーディネータ規程（平成16年度九大規程第135号）に定めるところによる。

(事務等)

第4条 ブランチ・オフィスに関する事務は、当該ブランチ・オフィスを設置する大学と連携協力の下、本学関係部局等との調整を経て、国際企画課において処理する。

(補則)

第5条 ブランチ・オフィスの設置に伴う経費、遵守事項その他必要な事項については、本学とブランチ・オフィスを設置する大学との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第20号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第10号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第6号）

この規程は、令和元年5月21日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第84号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。